

調布市障害者地域自立支援協議会要綱

平成21年3月31日要綱第31号

改正 平成23年1月18日要綱第3号
平成25年3月29日要綱第84号
平成29年3月24日要綱第35号
令和6年3月29日要綱第63号

第1 設置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定により、調布市障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に係る事業を実施する各相談支援事業所その他関係機関によるネットワークシステムを構築し、その連携を図ることを目的として、調布市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第2 所掌事項

協議会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域の障害福祉等に係る関係機関によるネットワークシステム構築及び相互連携に関すること。
- (2) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (3) 相談支援事業の運営・評価及び今後のあり方に関すること。
- (4) 困難な事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (5) 障害理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に関すること。
- (6) 市における障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画、法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画の進行管理に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条に基づく障害者差別解消支援地域協議会の事務等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3 構成

協議会は、市長が依頼する次の各号に掲げる者（以下「メンバー」という。）をもって構成する。

- (1) 障害者団体の構成員 6人以内
- (2) 保健、医療又は福祉に関する事業に経験を有する者 6人以内
- (3) 障害児の教育に経験を有する者 2人以内
- (4) 市内企業の役職員又は障害者雇用に経験を有する者 2人以内
- (5) 調布市障害者相談支援事業を受託している事業者の役職員 3人以内
- (6) 学識経験者 3人以内
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第4 任期

メンバーの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、1年以内の期間を定めてメンバーを依頼することができる。

第5 会長及び副会長

協議会に会長及び副会長2人を置く。

- 2 会長は、メンバーが互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第6 招集

協議会は、会長が招集する。

第7 意見の聴取等

会長は、協議会の運営上必要があると認めるときは、メンバー以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 ワーキンググループ

協議会に、協議会の所掌事項に関する調査等を行うため、ワーキンググループを置く。

- 2 ワーキンググループは、協議会が定める課題ごとに設置する。
- 3 ワーキンググループは、会長及び副会長並びに市長が依頼する第3各号に規定する団体等に属する者その他市長が必要と認める者をもって組織する。
- 4 課題ごとに設置するワーキンググループに、それぞれ座長を置く。
- 5 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を総理する。
- 6 座長に事故があるときには、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 ワーキンググループは、座長が招集する。
- 8 前各項に定めるもののほか、ワーキンググループについて必要な事項は、別に定める。

第9 委託

市長は、協議会の運営その他市長が指定する事項について、社会福祉法人に委託して実施するものとする。

第10 遵守事項

メンバー、第9の規定による委託を受けた社会福祉法人（以下「受託法人」という。）及びその職員その他協議会の運営等に関与する者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第11 帳票類の整備

受託法人は、協議会の記録その他必要な帳票類を整備しなければならない。

第12 庶務

協議会の庶務は、受託法人及び福祉健康部障害福祉課が共同して処理する。

第13 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月18日要綱第3号）

この要綱は、平成23年1月18日から施行する。

附 則（平成25年3月29日要綱第84号抄）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日要綱第35号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第63号）

この改正は、令和6年4月1日から施行する。